

## 畜舎の建築基準等緊急調査推進事業実施要綱

令和元年8月9日付け元農畜機第2982号

環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定及び日EU経済連携協定の発効に伴う新たな国際環境の下で、我が国の畜産業を成長産業化していくためには、畜舎等の建築基準やその執行体制等、畜舎等の安全対策のあり方について検討する必要がある。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、新たな畜舎の建築基準のあり方に関する検討のための取組に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって、我が国の畜産業の安定的発展に資するものとする。

本事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、令和元年度畜産業振興事業に係る公募要領（令和元年7月23日付け元農畜機第2616号）により応募した者から選定された者（以下「公募団体」という。）とする。

### 第2 事業の内容

この事業で実施する事業内容は、次に掲げるとおりとする。

- 1 畜舎建築基準等検討会の開催  
畜舎の建築基準等に関する検討会の開催
- 2 畜舎構造等現地調査  
国内外における畜舎の屋根工法、部材、畜舎構造の現地調査の実施
- 3 畜舎利用実態調査  
海外における畜舎の建築基準に係る調査及び国内における畜舎滞在時間等の畜舎利用実態調査の実施
- 4 畜舎新基準調査等  
文献収集及び畜舎の新基準に係る調査・実験の実施

## 5 推進指導等

1 から 4 までの事業を円滑に実施するための会議の開催及び推進指導等

## 第3 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、公募団体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

## 第4 補助金交付の手續等

### 1 補助金の交付申請

公募団体は、補助金の交付を受けようとする場合は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定める期日までに別紙様式第1号の畜舎の建築基準等緊急調査推進事業補助金交付申請書を理事長に提出するものとする。

### 2 事業の変更承認申請

公募団体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第2号の畜舎の建築基準等緊急調査推進事業補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業費の30%を超える増減

(3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

(1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 公募団体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の畜舎の建築基準等緊急調査推進事業補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 第5 事業の実績報告

公募団体は、別紙様式第4号の畜舎の建築基準等緊急調査推進事業実績報告書を作成し、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに理事長に提出するものとする。

## 第6 消費税及び地方消費税の取扱い

### 1 補助金交付申請書提出時の取扱い

公募団体は、機構に対して第4の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

### 2 事業実績等の報告時の取扱い

公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第5に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

### 3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

公募団体は、1のただし書により申請をした場合において、第5に係る事業実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の畜舎の建築基準等緊急調査推進事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第7 事業の実施

### 1 事業の委託

公募団体は、第2の事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

### 2 事業の実施期間

この事業の事業実施期間は、令和元年度から令和3年度までとする。

## 第8 事業の推進指導等

公募団体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

## 第9 帳簿等の整備保管等

- 1 公募団体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について、必要に応じ、公募団体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 第10 その他

理事長は、この要綱に定めるもののほか、第2の事業の実施につき必要な事項を定めることができるものとする。

## 附 則

この要綱は、令和元年8月9日から施行する。

(別表)

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 畜舎建築基準等検討会の開催	畜舎の建築基準等に関する検討会の開催に要する経費	定額
2 畜舎構造等現地調査	国内外における畜舎の屋根工法、部材、畜舎構造の現地調査の実施に要する経費	定額
3 畜舎利用実態調査	海外における畜舎の建築基準に係る調査及び国内における畜舎滞在時間等の畜舎利用実態調査の実施に要する経費	定額
4 畜舎新基準調査等	文献収集及び畜舎の新基準に係る調査・実験の実施に要する経費	定額
5 推進指導等	1 から 4 までの事業を円滑に実施するための会議の開催及び推進指導等に要する経費	定額

別紙様式第1号

令和 年度畜舎の建築基準等緊急調査推進事業補助金交付申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年度において畜舎の建築基準等緊急調査推進事業を下記のとおり実施したいので、畜舎の建築基準等緊急調査推進事業実施要綱の第4の1の規定に基づき、補助金円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙「畜舎の建築基準等緊急調査推進事業実施計画」のとおり

### 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 畜舎建築基準等検討会の開催				
2 畜舎構造等現地調査				
3 畜舎利用実態調査				
4 畜舎新基準調査等				
5 推進指導等				
計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を( )書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

### 4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日                      年 月 日

(2) 事業完了予定年月日                年 月 日

### 5 添付書類

(1) 定款

(2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙 畜舎の建築基準等緊急調査推進事業実施計画

1 畜舎建築基準等検討会の開催 (単位：円)

時期	場所	人数	内容	事業費	積算基礎
計					

2 畜舎構造等現地調査 (単位：円)

時期	内容	方法	事業費	積算基礎
計				

3 畜舎利用実態調査 (単位：円)

時期	内容	方法	事業費	積算基礎
計				

4 畜舎新基準調査等 (単位：円)

時期	内容	方法	事業費	積算基礎
計				

5 推進指導等 (単位：円)

時期	内容	事業費	積算基礎
計			



別紙様式第2号

令和 年度畜舎の建築基準等緊急調査推進事業補助金交付変更承認申請書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜舎の建築基準等緊急調査推進事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜舎の建築基準等緊急調査推進事業実施要綱の第4の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容  
別紙「畜舎の建築基準等緊急調査推進事業実施計画」のとおり
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を( )書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度畜舎の建築基準等緊急調査推進事業補助金概算払請求書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜舎の建築基準等緊急調査推進事業について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、畜舎の建築基準等緊急調査推進事業実施要綱の第4の3の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区 分	交付決定		事業費遂行状況 (令和年月日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和年 月日ま で予定 出来高 (④+⑤)/②	残額 ②-④-⑤
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①				
1 畜舎建築基準等検討会の開催	円	円	円	円	%	円	円	%	円
2 畜舎構造等現地調査									
3 畜舎利用実態調査									
4 畜舎新基準調査等									
5 推進指導等									
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要

額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

- 2 振込先金融機関名等
  - 金融機関名・支店名
  - 預金種類
  - 口座番号
  - 口座名義

別紙様式第4号

令和 年度畜舎の建築基準等緊急調査推進事業実績報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜舎の建築基準等緊急調査推進事業について、下記のとおり実施したので、畜舎の建築基準等緊急調査推進事業実施要綱の第5の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙「畜舎の建築基準等緊急調査推進事業実績報告書」
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分
- 4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求

- 5 事業実施期間  
(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日                      年 月 日

- 6 振込先金融機関名等  
金融機関名・支店名  
預金種類  
口座番号  
口座名義

- 注 1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。  
2 3について、実績額の上段に計画額を（ ）書きし、計画と実績が比較できるようにすること。  
3 事業の一部を委託して実施した場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を（ ）書きで記載するとともに、その委託先を備考欄に記載すること。

別紙様式第5号

令和 年度畜舎の建築基準等緊急調査推進事業に係る  
仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった畜舎の建築基準等緊急調査推進事業補助金について、畜舎の建築基準等緊急調査推進事業実施要綱の第6の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- |  |   |   |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第 15 条の補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付け 農畜機第 号による補助金額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                              | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                        | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2)   | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[ ]

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[ ]

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、公募団体等が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・公募団体等が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料